健が発0916第4号令和4年9月16日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課長 ( 公 印 省 略 )

小児がん拠点病院の指定の申請手続き等について

標記については、「小児がん拠点病院等の整備に関する指針」(令和4年8月1日付け健発0801第17号健康局長通知の別添。以下「整備指針」という。) Vにおいて規定している。今般、小児がん拠点病院の指定の申請手続き等を下記の通り定めたので、各都道府県におかれては、貴管内の小児がん拠点病院及び小児がん連携病院並びに小児がん診療に携わる医療機関に対して、これに基づき諸手続きいただくよう情報提供をお願いする。

# 【添付資料】

- ○様式1 小児がん拠点病院の指定申請書及び現況報告書について
- ○様式2・3 小児がん拠点病院 現況報告書(新規指定申請書・指定更新申請書)
- ○様式4 小児がん連携病院一覧
- ○様式5・6 小児がん連携病院 現況報告書

記

#### I 資料の種類について

1 小児がん拠点病院は、別添の様式1から様式4、令和4年9月1日時点で連携している小児がん連携病院についての様式5及び様式6を令和4年10月31日(必着)までに厚生労働省健康局がん・疾病対策課に提出すること。

小児がん連携病院は、様式5及び様式6を、連携する小児がん拠点病院

に提出すること。

新たに小児がん拠点病院の指定を希望する施設は、令和4年9月1日時点で小児がん連携病院の指定を受けている場合であっても、別添の様式1から様式3を令和4年10月31日(必着)までに厚生労働省健康局がん・疾病対策課に直接提出すること。

なお、小児がん連携病院が新たに小児がん拠点病院の指定を希望する場合においても、小児がん連携病院としての現況報告書である様式5及び様式6は連携する小児がん拠点病院へ提出すること。

2 小児がん拠点病院が、新たに指定要件を満たすことができなくなった場合には、迅速に厚生労働省健康局がん・疾病対策課まで届け出ること。また、小児がん連携病院が、新たに指定要件を満たすことができなくなった場合には、連携する小児がん拠点病院を通じて迅速に厚生労働省健康局がん・疾病対策課まで届け出ること。

その際、指定要件を満たせなくなった状況の説明及び今後の充足見込みについて任意様式で記載し提出すること。

# Ⅱ 資料の記載について

- 1 患者や医師等の医療従事者の氏名等の個人情報に係る記載は求めていないので、当該情報は記載しないよう注意すること。
- 2 提出書類(添付資料を含む。)については、公開を前提として記載すること。具体的には、第三者によって構成される指定の検討会の資料として公表される項目や、指定を受けた後に国立がん研究センター内に設置されているがん対策情報センター及び国立成育医療研究センター等からインターネット上で公表される情報に掲載される項目があるため、内容については十分に精査すること。
- 3 様式3及び様式6について、数字を記載する項目において、実績がない 又は配置されていない等の場合は、必ず「0」と記載し、空欄を残さない こと。
- 4 記載に当たっては、欄外の指示や単位に従うこと。なお、記入欄に黄色 の網掛けがある項目については自由記載、橙色の網掛けがある項目につい ては選択肢によるものとし、プルダウンメニューから選択すること。ま た、記入欄に水色の網掛がある場合は数値を入力すること。記載の際に

は、列、行、セル等の挿入を行わないこと。 (報告内容の集計の妨げとなるため。)

### Ⅲ 資料の提出について

- 1 提出資料(添付資料を含む。)については、必ず、各施設が提出前に確認を行うこと。
- 2 任意様式を含め、各様式及び別紙に医療機関名を明記すること。保険医療機関番号の記載を指定している箇所は、保険医療機関番号を記載すること。
- 3 提出する資料は、紙媒体1部及び電子媒体(CD-R1枚)とすること。 その際、紙媒体は様式ごとに整理してドッジファイル等に綴じた上で提出 すること。同じファイルに綴じる場合は、仕切り等により区切ること。な お、電子媒体には押印は不要である。さらに、以下の点にも留意するこ と。
- ・様式1から様式6の電子媒体はワード又はエクセルで提出すること。 (報告内容の集計ができないため、PDFにはしないこと。)
- ・様式2・3の別紙2、12、14については本体ファイルに書き込むことを前提とするが、書き込みができない場合は、別ファイルで提出してもよいこととする。その際には、ファイル名に資料番号を付し、ワード、エクセル、パワーポイント等汎用性のあるもので提出すること。
- ・様式2・3及び様式5・6においてシートを追加する必要がある場合には、本体のエクセルファイルに挿入せずに、別のエクセルファイルで提出すること。(報告内容の集計の妨げとなるため。)
- ・様式6については、記載する小児がん連携病院の指定類型によらず、全て の設問に対して回答を記載すること。
- 4 紙媒体は医療機関ごとに通し頁を付すとともに、全てA4・両面印刷で 提出すること。

# IV その他

1 小児がん拠点病院の新規指定及び指定更新の申請については、原則として申請時点において全ての指定要件を満たしていることが申請の条件であるが、令和4年9月1日時点で指定要件を満たしていない医療機関が指定を希望する場合には、必ず様式2・3の別紙16に詳細の状況を記載するこ

と。その際、必ず要件の充足を見込む時期を記載すること。今後、令和4年12月から令和5年1月頃に開催を見込む指定の検討会においては、検討会時点での要件充足状況を踏まえて指定の可否が判断されるため、令和4年9月2日以降に要件の充足状況に変化があった際には、現況報告書の提出とは別に、迅速に詳細の状況を文書で厚生労働省健康局がん・疾病対策課に届け出ること。

2 本件の照会については、電子メールのみ受け付ける。なお、電子メール の件名を以下の凡例のいずれかとし、必ず医療機関名(都道府県名)を併 記すること。なお、照会をされる際は照会先に記載のある3名宛にお願い する。

## 【凡例】

- 【小児がん拠点病院等】記載に関する照会・○○病院(○○県)
- 【小児がん拠点病院等】指定要件に関する照会・○○病院(○○県)
- 【小児がん拠点病院等】提出時期に関して・○○病院(○○県)
- ・【小児がん拠点病院等】その他・○○病院(○○県)

#### ○紙媒体およびCD-R送付先

封筒に小児がん拠点病院等関係書類在中の旨、記載すること 〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 山内、上野、稲葉

○本件に係る連絡・照会先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 山内、上野、稲葉

Email: mhlw-cancer@mhlw.go.jp